

R5事業実施プロセスシート

福祉部

No.	所管部課	基本計画		総合戦略	事業名	取組名	取組の概要	年度目標	年度計画	進捗度	進捗状況	関係所管
		視点・政策	施策									
1	福祉部 地域福祉課	(視点)02安全安心(政策)03安らく	20. 地域福祉活動の支援と促進を図ります		福祉複合施設整備事業	福祉複合施設整備に向けた周辺道路整備	市立川西病院跡地に福祉複合施設を整備する際に、9mの開発道路が必要となるため、当該道路の詳細設計を実施する。	・道路詳細設計を実施するとともに、当該詳細設計に基づき、公安協議を実施する。 ・開発区域内道路を確定させ、事業者に福祉複合施設や公園の基本設計案を作成させる。	4月 入札(開札は5/15) 5月 設計計画・打合せ 6月 現地測量 7月～9月 道路詳細設計 7月～10月 交差点設計(8月、10月 公安委員会協議) 9月～10月 路線測量 10月～12月 実施設計、積算 12月 概算算出	→	4月: 契約検査課に入札依頼。 5月: 業者選定 6月: 現地測量 7月: 道路詳細設計中 8月: 道路詳細設計中 9月: 公安委員会協議 10月: 実施設計中 11月: 実施設計中 12月: 最終発注設計書の精査中(精査に時間を要するため、業務委託の期日をR5.12.22からR6.2.29へ変更。	障害福祉課、介護保険課、保健・医療政策課、施設マネジメント課、こども支援課、建築指導課、道路管理課、道路整備課、公園緑地課、下水道技術課
2	福祉部 障害福祉課	(視点)02安全安心(政策)03安らく	23. 障がい者の自立した生活と社会参加を促進します	【戦略2-2】市内で働ける環境を整えます	障害者総合支援事業	障がい者の就労促進	障がい者雇用・就労推進本部で定めた令和3年度から5年度までの目標、目標を達成するための各施策を実施するとともに、令和6年度以降の取組みを検討する。また、障がい者の短時間雇用に取り組み、障がい者の多様な働き方を進める。	・令和5年度に80名の障がい者が一般就労または福祉的就労に就く。 ・障害福祉課にて週20時間未満を勤務する障がい者を雇用し、障がい者の多様な就労を図り、就労者数の増をめざす。	4月～ 障がい者雇用・就労推進本部会議を開催(偶数月)、令和6年度以降の目標、施策を検討 4～7月 短時間雇用に向け担当業務の洗い出し、整理、業務の確定 8月 募集、面接 9月 採用者を決定、職場環境の整備 10月～ 任用開始、職場定着のため、定期的に面談	→	4月: 担当業務の検討 5月: 民間連携協定事業者ソフトバンクの紹介で、東京大学で障がい者の短時間雇用を研究している教授と、雇用の考え方や取組む時の注意点などについて懇談した。 7月: 障がい者二千人雇用施策を掲げ、先進的に取り組んでいる鎌倉市へ視察。障害者二千人雇用センターや市役所内での雇用、在宅ワーク支援などの取組について情報交換した。 8月: 担当業務の洗い出し、整理中。 9月: 障がい者の雇用・就労促進に向けた新たな施策の検討 10月: 短時間雇用について、予定通り進んでいないが、新規施策の検討に向け社会福祉協議会と協議 11月: 短時間雇用の業務内容、勤務条件、募集要項案の作成 1月: 短時間雇用に向け市内障害福祉就労支援事業所に対し説明会を実施、雇用前の職場実習生の募集を開始。 2月: 職場実習生3名を受入れ、2月26日から3月8日まで障害福祉課で実習	職員課・産業振興課
3	福祉部 障害福祉課	(視点)02安全安心(政策)03安らく	23. 障がい者の自立した生活と社会参加を促進します		障害者地域生活支援事業	「親なき後」を支える相談支援体制の拡充	新規開設した計画相談支援事業所に対して備品購入費や家賃等の補助を行い、「親なき後」を支える相談支援体制の拡充を図る。	北部を含めて少なくとも2箇所の計画相談支援事業所を設置する。	4～6月 補助金要綱の整備、募集の準備 7月～ 募集開始、順次開設事業者へ補助	→	4月: 補助金要綱(案)の作成 7月: 自立支援協議会の専門部会「相談支援部会」において、計画相談支援事業所の開設支援を説明。新規事業者が参入できるよう、県が実施する相談支援専門員初任者研修に相談員の受講を働きかけた。 9月: 補助金要綱(案)の修正、10月1日からの施行に向け最終校正 10月: 補助金要綱を施行し、市ホームページへの掲載、各相談支援事業所へ情報提供 11月: 10月以降市北部に新規相談支援事業所が2か所開設。補助金の申請申出は1か所 12月: 1か所より補助申請の申出 2月: 1か所より補助金の申請、交付の手続き中	
4	福祉部 地域福祉課	(視点)02安全安心(政策)03安らく	20. 地域福祉活動の支援と促進を図ります		福祉複合施設整備事業	市立川西病院跡地への福祉複合施設整備	市立川西病院跡地に福祉複合施設を整備し、同地に整備される医療施設と連携しながら、地域包括ケアシステムの拠点を整備する。	令和4年度に跡地活用基本方針を策定した。 同方針に基づき本事業用地で事業を実施する民間法人を公募し、令和5年度中に事業者を決定する。	【4月～7月】公募要項作成 【12月末～2月】公募実施 【3月】事業者決定	→	4月: 公募要項検討。 5月: 公募要項案作成 6月: 公募要項案を病院跡地検討部会で検討、その後関係各課から意見を提出いただく 7月: 公募要項案について市長・副市長協議 →公募実施を12月以降に変更 12月: 公募開始 1月: 現地説明会実施(参加1事業者) 2月: 応募のあった事業者より企画提案書等受付(応募1事業者) 3月の審査会に向け、日程調整。	障害福祉課、介護保険課、保健・医療政策課、施設マネジメント課、こども支援課、建築指導課、道路管理課、道路整備課、公園緑地課、下水道技術課
5	福祉部 地域福祉課	(視点)02安全安心(政策)03安らく	20. 地域福祉活動の支援と促進を図ります		地域福祉計画推進事業	第6期地域福祉計画の策定	第6期川西市地域福祉計画の策定	第6期川西市地域福祉計画の策定	【4月】アンケート集計分析 【5月中旬～6月】ワークショップ開催(14地区) 【6月】計画骨子案作成 【8月】計画素案作成 【10月】計画案作成 【12月中旬】議員協議会で計画案を説明 【12月下旬～1月中旬】パブリックコメント 【2月上旬】議員協議会でパブリック報告 【3月下旬】計画案印刷、配布 ※策定過程において社会福祉審議会を開催し、計画の内容について諮問しながら進める。	→	4月: 委託業者によりアンケートの集計結果から男女別、年齢別、小学校区ごとの傾向と課題を抽出。 5～6月: ワークショップを順次開催(14地区のうち8地区開催) 6月: 計画骨子案について市長・副市長協議を実施 7月: 第1回社会福祉審議会を開催し、アンケートの結果および計画骨子案について審議。残りの6地区でワークショップを開催し、全ての地区でワークショップが完了した。 8月: 計画に位置づける施策について検討 9月: 計画素案について市長・副市長協議を実施 10月: 計画素案について市長・副市長協議を実施。また、第2回および第3回社会福祉審議会を開催し、計画素案について審議。 11月: 計画案について政策調整会議を実施。厚生文教常任委員協議会にて計画案を審議。11月29日から12月28日までパブリックコメントを実施。 12月: パブリックコメントを実施 1月: 市民意見等を踏まえ修正した計画案について政策調整会議を実施。厚生文教常任委員協議会にて市民意見等を踏まえ修正した計画案を審議。 2月: 提出意見と市の検討結果を公表。概要版(案)の作成。	障害福祉課、介護保険課、保健・医療政策課、施設マネジメント課、こども支援課

R5事業実施プロセスシート

福祉部

No.	所管部課	基本計画		総合戦略	事業名	取組名	取組の概要	年度目標	年度計画	進捗度	進捗状況	関係所管
		視点・政策	施策									
6	福祉部 地域福祉課	(視点)02安全安心(政策)03安らく	20. 地域福祉活動の支援と促進を図ります		地域福祉活動支援事業	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の整備	現在の市及び社会福祉協議会の支援機関の連携を強化し、総合的・重層的相談支援体制の整備を検討する。	・市内PTや関係機関と連携を図りながら、重層的支援体制構築に向けた検討を行うとともに、具体的なケース検討を通じて体制移行準備を図る。	【4月～8月】 ・重層的支援体制の構築に向けた検討 【8月】 ・本市の重層的支援体制整備計画素案作成(地域福祉計画に包含) 【10月～12月】 ・計画案修正 【3月】 重層的支援体制整備計画策定(第6期地域福祉計画に包含)	→	4月: 地域連携支援会議によるケース検討の実施。 5月: 社協と重層的支援体制整備に向けた協議実施 7月: 支援会議(本人同意が得られる前の構成員に守秘義務が課される情報共有等の会議)の実施 8月: 社協と重層的支援体制整備に向けた協議実施 9月: 重層的支援体制整備事業実施に向けた検討会議実施(相談支援機関及び市関係課による)→【主な議題】R6年4月からの体制について改めて確認を行った。 10月: 本事業先行実施の尼崎市から交付金や事業内容について聞き取り 11月: 令和5年度第1回重層的支援体制検討チーム会議を実施。関係課・社協と実施体制の課題等について意見交換 本事業交付金予算について関係課への説明を実施 12月: 具体的なケースについて地域連携支援会議を実施 1月: 具体的なケースについて地域連携支援会議を実施 2月: 具体的なケースについて地域連携支援会議を実施	
7	福祉部 介護保険課	—	—		介護保険総務管理事業	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定	高齢者保健福祉の基本的な方針と具体的な施策を明らかにし、介護保険事業を安定的かつ充実したものにするを目的として、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする、「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定する。	市民へのアンケート結果などをもとに、高齢者の現状と課題に即した基本的な方針と具体的な施策を明記するとともに、制度の持続可能性を見据えた適切な保険料設定による計画を策定する。	4月: 各種アンケート結果分析 5月: ワークショップの開催(地域福祉課、障害福祉課と合同) 6月: 介護事業者、関係団体意向調査、計画骨子案の作成 8月: サービス見込み量の推計 9月～10月: 計画素案の作成 11月: 計画案の作成 12月～1月: パブリックコメントの実施、保険料推計 2月: 介護保険運営協議会へ保険料改定を諮問 3月: 計画策定	→	4月: 委託業者により各種アンケートの集計結果から市全域、日常生活圏域毎等の課題を抽出 5月: ワークショップを順次開催(14地区のうち1地区開催) 6月: ワークショップを順次開催、計画骨子案について市長・副市長協議を実施 7月: 介護事業所向けワークショップを開催、介護保険運営協議会にて計画骨子案等を審議 8月: 計画に位置づける施策について検討 9月: 計画素案について、市長・副市長協議を実施 10月: 計画素案について、市長・副市長協議を実施 11月: 計画案について、政策調整会議を実施し、介護保険運営協議会にて審議 12月: 厚生文教常任委員協議会にて計画案を審議。12月14日から1月12日までパブリックコメントを実施 1月: ・計画案、第9期介護保険事業計画期間における保険料について政策調整会議を実施 ・介護保険運営協議会にて計画案、保険料について審議。保険料に関し諮問し、諮問の通り改定する必要があるとの答申を得る。 2月: 厚生文教常任委員協議会にて、市民意見等を踏まえ修正した計画案と、介護保険運営協議会にて答申を得た第9期介護保険事業計画期間における保険料について審議。概要版(案)の作成	地域福祉課
8	福祉部 介護保険課	—	—		介護保険総務管理事業	認知症対策アクションプランの策定	「認知症の早期発見(予防)」「認知症当事者や、その方を支える家族への適切な支援」「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を当事者・家族の視点を大切にしながら、関係者の意見・提案等を参考に策定する。	・認知症当事者、家族のインタビューを日常生活圏域(中学校区)ごとに行う。 ・民生・児童委員、地区福祉委員、その他関係者からご意見・提案を伺う。 ・各種アンケート調査を実施する。 ・現在実施している認知症施策の効果を検証し、より実行性のある認知症施策とする。	4月:: 当事者・家族へのインタビュー ・民生・児童委員、地区福祉委員、その他関係者からご意見・ご提案を伺う ・各種アンケート結果分析 ・日常生活圏域会議の実施(市・地域包括・社協) 5月: ワークショップの開催(地域福祉課、障害福祉課と合同) ・認知症ネットワーク構築事業会議への報告 6月: 介護事業者、関係団体意向調査、計画骨子案の作成 9月～10月: 計画素案の作成 11月: 計画案の作成 12月～1月: パブリックコメントの実施 2月: 介護保険運営協議会へ報告 3月: アクションプラン策定	→	4月: ・認知症当事者、その方を支える家族へのインタビュー(日常生活圏域) ・民生・児童委員、地区福祉委員、認知症カフェ連絡会からご意見・提案を伺う(ご意見・提案用紙にて) ・委託業者により各種アンケートの集計結果から市全域、日常生活圏域毎等の課題を抽出 ・日常生活圏域会議(市・包括・社協)を実施する。 5月31日: 認知症地域資源ネットワーク構築事業推進会議で本プラン経過報告 6月: 市内介護事業所にアンケートを実施 7月: 介護事業所向けワークショップを開催、介護保険運営協議会にて計画骨子案等を審議 8月: 計画骨子案について市長・副市長協議を実施 9月: 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画とあわせて、市長・副市長協議を実施 10月: 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画とあわせて、市長・副市長協議を実施 11月: 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画とあわせて、政策調整会議を実施し、介護保険運営協議会にて審議 12月: ・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画とあわせて、厚生文教常任委員協議会にて計画案を審議。12月14日から1月12日までパブリックコメントを実施 ・認知症地域資源ネットワーク構築事業推進会議にてプラン案を審議 1月: 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画とあわせて、政策調整会議を実施。介護保険運営協議会にて審議 2月: 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画とあわせて、厚生文教常任委員協議会にて市民意見等を踏まえ修正した計画案について審議。	地域福祉課

R5事業実施プロセスシート

福祉部

No.	所管部課	基本計画		総合戦略	事業名	取組名	取組の概要	年度目標	年度計画	進捗度	進捗状況	関係所管
		視点・政策	施策									
9	福祉部	介護保険課	-	-	介護保険総務管理事業	介護人材確保プロジェクトの策定	昨今の介護人材不足により、本市においても、介護支援専門員などの介護人材不足による影響が徐々に始まっていることから、介護が必要な状態になったときに安心して介護サービスが利用できるよう介護サービス事業者などの意見を参考に策定する。	市内の介護サービス事業者、ハローワーク伊丹等の関係機関への意見聴取を踏まえ、実効性のある介護人材確保施策とする。	4月～5月：既存の取組みの整理。新規施策の検討 6月：介護事業者・関係機関への意見聴取 7月：プロジェクト骨子案の作成 8月～9月：プロジェクト素案の作成 10月～11月：プロジェクト案の作成 2月：介護保険運営協議会へ報告 3月：プロジェクト策定	→	4月：介護人材確保に係る課題や項目に沿って既存の取組みを体系化する。 6月：市内介護事業所にアンケートを実施 7月：介護事業所向けワークショップを開催、介護保険運営協議会にて計画骨子案等を審議 8月：計画骨子案について、市長・副市長協議を実施 9月：高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画とあわせて、市長・副市長協議を実施 10月：高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画とあわせて、市長・副市長協議を実施 11月：高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画とあわせて、政策調整会議を実施し、介護保険運営協議会にて審議 12月：高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画とあわせて、厚生文教常任委員協議会にて計画案を審議。12月14日から12月12日までパブリックコメントを実施 1月：高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画案とあわせて、政策調整会議を実施。介護保険運営協議会にて審議 第9期介護保険事業計画期間 2月：高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画案とあわせて、厚生文教常任委員協議会にて市民意見等を踏まえ修正した計画案について審議。	
10	福祉部	地域福祉課	(視点)02安全安心 (政策)03安らく	22. 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します	高齢者生きがいづくり推進事業	老人福祉センター等の機能の見直し	・老人福祉センター等について、今後、機能廃止と施設のあり方や活用方法について検討する。	・庁内での意向確認の結果、回答のあったこども未来部および北部まちづくり方針検討PTと協議し、具体的な活用方法を検討し、活用方法案を作成する。	【4月～5月】 ・利用所管課や具体的な活用方法について市長協議 【6月】 ・活用方法案を作成 【9月】 ・実施計画提出 【11月】 ・予算要求	→	4月：資産マネジメント部及び利用所管課と調整。 6月：利用所管課にて活用方法案の作成が未完のため延期 8月：久代老人福祉センターの活用方法についてこども未来部と協議 9月：緑台老人福祉センターの活用方法について、障害福祉課、障害福祉課所管の事業者と施設見学実施 10月：老人憩いの家鶴寿会館に都市政策部空港ネットワーク道路担当課長および市長公室参画協働課長とともに訪問し、老人憩いの家と共同利用施設の機能が令和6年度末で廃止となることについて説明。 11月：老人憩いの家鶴寿会館について、管理委託先の鶴之荘自治会の役員会にて10月説明時の3課で再度説明実施。今後のビジョンについて12月に説明会実施予定。また、老人福祉センターも含めて備品廃棄の予算要求実施。 12月：老人憩いの家鶴寿会館について、併設する共同利用施設の所管課である都市政策課にて実施する機能廃止後の経過措置を鶴寿会館についても実施するよう調整。1月以降に自治会宛説明予定。また、老人憩いの家多田東会館については、R6.2.5の登録グループ説明会にて利用者宛に今後の方向性等も説明予定。 1月：老人憩いの家多田東会館について、登録グループがR7年度以降、併設するコミュニティセンターにて活動するための要件や行程について、多田東小コミュニティ協議会と協議を実施。協議結果を基に2月5日に利用者宛説明を実施する。老人憩いの家鶴寿会館については、併設する共同利用施設の所管課である都市政策課にて実施する機能廃止後の経過措置の内容を2月15日に地元自治会宛に説明会を実施することで調整。 2月：2月5日に老人憩いの家多田東会館にて登録グループ向けの説明会を実施。その際にR6年度末に憩いの家の機能が廃止となること、R7年度以降会館が多田東コミュニティセンターのみの機能となることを説明。R7年度以降、引き続き会館で活動するための資格要件等を説明。 老人憩いの家鶴寿会館については、2月15日に地元自治会の役員向けに説明会を実施。内容としては、R7年度以降は併設する共同利用施設の廃止に伴う補助額の漸減措置を鶴寿会館にも適用する。漸減措置が終了してからは自治会が自主管理を行う。もし自主管理を行わない場合は会館を手放し拠点を自分たちで探してもらう等。自治会の役員や住民での話し合いを行うよう伝達。 老人福祉センターについては、3月に市長協議を行い、施設の今後のあり方を確認したうえで利用者宛に説明を行うことで調整。市長協議は3月11日に実施予定。	こども未来部、北部まちづくり方針検討PT、都市政策課
11	福祉部	障害福祉課	(視点)02安全安心 (政策)03安らく	23. 障がい者の自立した生活と社会参加を促進します	障害者総合支援事業	第8次障がい者計画策定	令和6年度からの6年間を計画期間とする障がい者の施策に関する基本計画を策定するとともに、計画期間を3年間とする障害福祉サービス等及び障害児通所支援を提供するため必要な量の見込及び方策を定める計画を一体的に策定する。	第8次障がい者計画及び第7期障がい福祉計画並びに第2期障がい児福祉計画を策定する。	4月 アンケート結果分析 5月 ワークショップの開催(地域福祉課、介護保険課合同) 6月 計画骨子案の作成 7～9月 計画素案検討・作成 10月 計画案作成 12月～1月 パブリックコメントの実施 3月 計画策定、印刷 *策定過程において、障害者施策推進協議会にて審議しながら進める。	→	4月：委託業者にてアンケートの分析 5月：担当地区とワークショップの開催に向け日程調整。計画策定委託業者より骨子案の提出 6月：計画骨子案について市長・副市長協議を実施 7月：障害者施策推進協議会で骨子案を審議。委託事業者にて素案を作成 8月：計画に位置づける施策について検討 9月：計画素案について市長・副市長協議を実施 10月：障害者施策推進協議会で素案を審議。障がい者自立支援協議会を開催し、素案の意見聴取 11月：厚生文教常任委員協議会にて計画案を審議。11月29日から12月28日までパブリックコメントを実施 12月：パブリックコメントを実施 1月：厚生文教常任委員協議会にて市民意見等を踏まえ修正した計画案を審議 2月：パブリックコメント結果の公表、概要版の作成	地域福祉課・介護保険課・こども支援課

R5事業実施プロセスシート

福祉部

No.	所管部課	基本計画		総合戦略	事業名	取組名	取組の概要	年度目標	年度計画	進捗度	進捗状況	関係所管
		視点・政策	施策									
12	福祉部 地域福祉課	(視点)02安全安心 (政策)03安らく	24. 生活保護受給者の経済的自立をはじめ、社会生活自立・日常生活自立を支援します	【戦略1-3】子ども一人ひとりが個性や生きる力を育むことができる環境を整備します	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立のための子どもの学習等支援	学習だけではなく、その他複合的な課題があり、学習や生活に関する環境が整っていない子どもに対して、学習及び生活に関する支援を、計画的かつ一貫して実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・本年2月から東谷で子どもの学習支援をスタートした。 ・4月以降もヤングケアラーやひきこもりの中学生を対象に、引き続き支援を実施するとともに、困窮世帯や様々な課題を抱える子どもに対する学習支援となるよう利用促進を図るとともに実施箇所数の拡大をめざしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 【4月】 ・2月から学習支援に参加しているヤングケアラーやひきこもりの子どもに対して継続的に支援ができるよう、R4委託事業者と随意契約により事業実施 【4月～3月】 ・アウトリーチを希望する家庭もあることから、アウトリーチによる支援も実施 ・対象者の拡大を図り、東谷に続く別地区での実施も検討 	→	<p>4月：昨年度に引き続き東谷中学校区での学習支援教室を実施。体調等により教室への出席が困難な生徒について、市・委託業者・教師で情報共有し、今後の支援方法を検討する会議を5月から実施予定。</p> <p>5月：市・委託業者・教師で情報共有し、今後の支援方法を検討する会議を実施。東谷地区の中学生のいる保護家庭を対象に、学習支援参加への周知を図ることとする。</p> <p>6月：引き続き、市・委託業者・教師で情報共有し、今後の支援方法を検討する会議を実施。7月から学校が夏休みに入ることから、夏休みの短期利用も可能であることを踏まえて、再度、対象となりうる世帯に向けて周知を図ることとする。</p> <p>7月：夏休みの短期利用も踏まえたチラシを作成し、学校や地域のフードパントリー・子ども食堂を通じて周知を行った。その結果、登録者が7月末現在で11名となった。継続的に欠席となっている生徒に関しては、今後の支援方法を検討していく。</p> <p>8月：登録14名。安定して出席している生徒と欠席続きの生徒に2分化。出席生徒は夏休みの課題や苦手科目の復習に意欲的に取り組んでいる。</p> <p>9月：夏休みのみの利用を考えていた生徒が、新学期に入ってから継続して出席している。欠席が続いている生徒には、委託事業者、学校から声かけをし、つながりを保っていく。</p> <p>10月：次年度の実施体制について、委託事業者と話し合いを行った。また、引き続き欠席が続く生徒へのアプローチについて検討し、委託事業者、学校と連携を図りながら、生徒とのつながりを保っていく。</p> <p>11月：安定して出席している生徒と欠席が続く生徒に二分化している状況が続いている。出席生徒は宿題や苦手科目に積極的に取り組んでいる。</p> <p>12月：次年度の実施体制について、委託事業者と話し合いを行った。また、欠席が続く生徒へのアプローチや支援方法について検討した。</p> <p>1月：次年度の実施体制について、予算協議の結果、週2回実施で予算内示。課題のある(家庭の)子どもへの学習支援は子ども達の居場所として、一人一人に寄り添う形で実施することが必要。次年度は新中三生の受験を見据えた学習支援・生活支援を実施していく。</p> <p>2月：安定して出席している生徒(中学2年生が中心)は引き続き熱心に通ってくれている。次年度に向けて週2回実施となることをコミュニティに話し、東谷プラザの利用について快諾してもらう。学校にもその旨を連絡。</p>	教育推進部、こども未来部